

令和7年度

福祉タクシー無料乗車券の申込みを受け付けます

無料乗車券交付対象者

【70歳以上等の方】

福祉タクシー利用対象者（65歳以上、身障者等の方）のうち、市町村民税が課税されている者がいない世帯に属し、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ①70歳以上の方
- ②身障者（1・2級）・療育・精神障害者保健福祉手帳、
いずれかの交付を受けている方

※課税年度は4、5月利用申請の場合は前年度、6月以降の利用申請は当年度
※交付は同一年度に一人1回限り（片道12回分）、期限は年度末（3月31日）までの1年間

【免許自主返納者等の方】

福祉タクシー利用対象者（65歳以上、身障者等の方）のうち、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ①運転免許証の更新をせずに失効し、その日から5年を経過していない方
- ②運転免許証を返納した日から5年を経過していない方

※自主返納をしたことが確認できる書類等の写しが必要です。

確認書類等については主に次のとおりです。

（確認書類）

- ・免許の有効期限が切れている免許証
（更新手続き済の押印・パンチ穴がないもの）
- ・取消通知書又は運転経歴証明書

※片道12回分×3年間、計36回分。（3年にわたって交付）

【裏面があります】

